

一般社団法人山梨県医師会国民保護業務計画

平成26年4月

一般社団法人山梨県医師会

目 次

1	計画の目的	2
2	計画に定める事項	2
3	平素からの体制の整備	2
4	武力攻撃事態等における実施体制	2
5	山梨県医師会が実施する国民保護措置に関する事項	3
6	訓練・備蓄	4
7	緊急対処保護措置の実施	4
8	本計画の変更	5

一般社団法人山梨県医師会国民保護業務計画

1 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）及び山梨県国民保護計画に基づき、同法第2条第2項に規定する指定地方公共機関である一般社団法人山梨県医師会（以下「山梨県医師会」という。）の武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

2 計画に定める事項

この計画には、国民保護法第36条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を定める。

- ・ 山梨県医師会が実施する国民保護措置の内容及び実施方法に関する事項
- ・ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ・ 国民保護措置を実施に関する県・市町村・指定地方公共機関等との連携に関する事項
- ・ 上記に掲げるもののほか、国民保護措置の実施に関し必要な事項及び緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

3 平素からの体制

（1）組織・連絡体制

山梨県医師会は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、組織、連絡体制等が常時取れるようして置く。

また、夜間又は休日においても対応できるよう体制の整備に努める。

（2）通信の確保

山梨県医師会は、非常時の通信体制を確保するために、電気通信事業者から提供されている災害時優先電話を確保して置く。

（3）関係機関との連携体制

山梨県医師会は、県、市町村その他の指定地方公共機関等との連携が常時取れるよう整えて置く。

4 武力攻撃事態等における実施体制について

（1）災害救護本部の設置

山梨県医師会は、知事から県国民保護対策本部を設置した旨の通知を受けたときは、山梨県医師会災害救護活動規約に基づき、山梨県医師会に山梨県医師会災害救護本部（以下「県本部」という。）を、地区医師会に地区医師会救護隊本部（以下「地区本部」という。）を設置する。

県本部等の構成等は、規約等に定めるところによる。

(2) 救護班の編成

山梨県医師会は、武力攻撃災害が発生した場合、医療救護活動を実施するために、山梨県医師会災害救護活動規約に基づき、地区救護隊本部毎に救護班を編成する。救護班の構成等は、規約等に定めるところによる。

5 山梨県医師会が実施する国民保護措置に関する事項

(1) 医療救護活動の実施

山梨県医師会は、武力攻撃災害が発生した場合において、県、関係市町村その他指定地方公共機関等と連携し、医療救護活動を実施する。

ア 救護班の出動

山梨県医師会は、県から救護班の出動要請を受けたときは、直ちに地区救護隊本部毎に救護班を編成させ、県が指定した集合場所に救護班を派遣する。

山梨県医師会は、県と連絡がとれない場合において、被災地の状況から出動が必要であると認めるときは、自主的な判断により救護班を出動させる。

この場合において、連絡可能となった後速やかに、県にその旨を報告する。

イ 救護班の装備

救護班は、県・市町村の供給する医薬品及び医療用資器材（以下「医薬品等」という。）並びに救護班の生活用資器材、食料品、飲料水等自立可能な最低限の装備を携帯する。

ウ 搬送手段

救護班は、救護班専用車両又は借上げ民間車両による。

なお、状況に応じて、県警察への先導の要請やヘリコプターによる空輸等を検討する。

エ 医療救護活動

救護班は、県又は市町村が設置する救護所において、次の医療救護活動を行う。

なお、活動場所や活動時期により、必要とされる医療救護活動の内容が異なることから、県及び他の指定地方公共機関の救護班等と活動の調整を図り、適切な医療救護活動の実施に努める。

① トリアージの実施

救護班は、トリアージを実施し、負傷者を重傷度、緊急度などにより分類し、治療や搬送の優先順位を決定する。

② 応急処置の実施

救護班は、応急処置を実施する。応急措置に当たっては、傷病者数や傷病の程度を考慮し、原則として必要最低限の治療にとどめ、多くの傷病者に対応するよう努める。重傷者については、体制や設備の整っている医療機関への搬送に努める。

③ 重傷患者の搬送

救護班は、トリアージの結果に基づき、最優先治療群から順次、拠点病院、

稼働中の病院、被災地外の県指定の後方医療機関へ搬送する。

④ カルテの作成

救護班の医師は、医療救護活動の実施に当たっては、カルテを作成する。カルテには、症状、診断結果、医薬品等の処置内容を記載する。多数の負傷者が殺到するなどカルテを作成する暇がない場合、トリアージタグに必要事項を記載することで代行する。

⑤ 死亡確認及び死体の検案への協力

救護班の医師は、トリアージの結果、既に死亡している者又は明らかに即死状態であり、直ちに治療を行っても救命が不可能な者について死亡の確認を行う。医師が死亡を確認した場合、速やかに遺体を安置場所に移動させるとともに、死者の発生を直ちに県・市町村関係者を介し警察署等に連絡し、死体の検案に協力するよう努める。

オ 留意事項

救護班は、医療救護活動に当たって、医薬品等又は血液等が不足した場合、市町村又は県医務課内におく県医療救護本部に供給要請を行う。

(2) 安否情報収集への協力

山梨県医師会は、県又は市町村からの要請に応じて、自ら又は会員が把握する医療に関わる安否情報を提供するなど県又は市町村が行う安否情報の収集に協力する。

(3) 被災情報の収集・報告

山梨県医師会は、会員の安否及び会員が所属する医療機関の被災状況を速やかに把握するように努める。

被災情報を把握したときは、速やかに、県に報告する。

6 訓練・備蓄

(1) 訓練の実施

山梨県医師会は、武力攻撃事態等において円滑に医療救護活動を行えるよう、訓練を実施するよう努める。

また、県、市町村等が実施する訓練への参加に努める。

(2) 備蓄

山梨県医師会は、救護班が必要とする医薬品等について、備蓄に努める。

7 緊急対処保護措置の実施

緊急処理事態においては、武力攻撃事態等における対応に準じて緊急対処保護措置を実施する。

8 本計画の決定及び変更

本計画の決定については、理事会の議を経て会長が定める。また、変更する場合についても、同様に、理事会の議を経て会長が決める。

附 則

本計画は、平成18年12月21日理事会において、これを決定する。